

北部大阪都市計画庄一丁目地区地区計画（茨木市決定）

都市計画庄一丁目地区地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

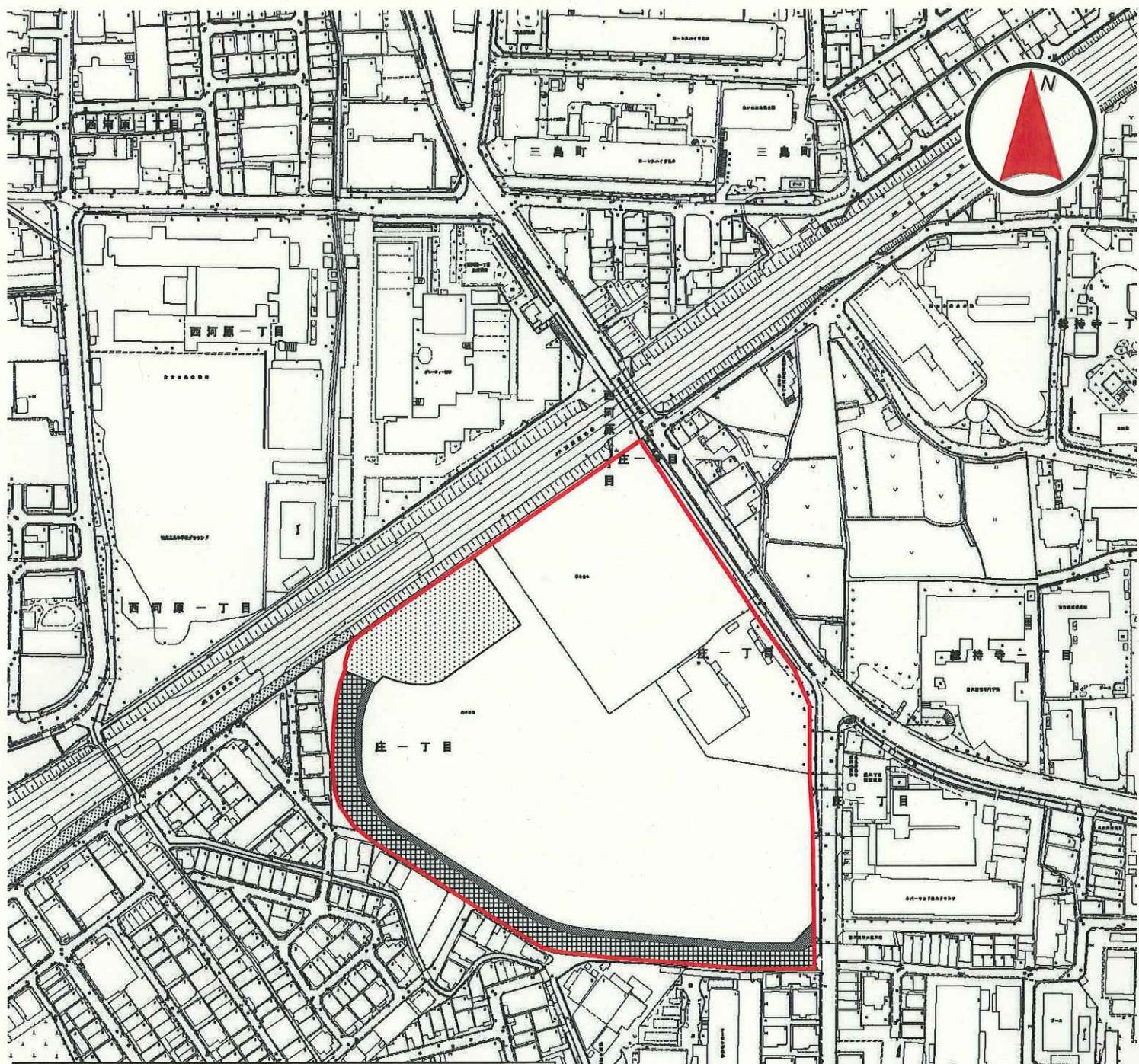
名 称	庄一丁目地区地区計画
位 置	庄一丁目地内
面 積	約 3. 4 ha
地区計画の目標	当地区は、茨木市の東部地域に位置し、大規模工場跡地の土地利用転換を契機に、隣接する JR 東海道本線において新駅の整備を進めている地区である。 東部地域の新たな交通結節点となる周辺地区としてふさわしい土地利用を促進し、活力のある魅力的なまちづくりを図るとともに、周辺の住宅地等にも配慮した良好な環境形成を図ることを目標とする。
土地利用の方針	駅前の立地を活かした商業・業務施設と居住施設等の誘導により、活力のある市街地環境の形成を推進するとともに、周辺環境にも配慮した潤いのある環境づくりのため、敷地内の緑化に努め、緑豊かで良好な市街地環境を誘導する。
地区施設の整備の方針	交通結節機能の強化を図り、駅へのアクセス機能を向上させるため、地区内に道路及び交通広場を配置する。
建築物等の整備の方針	1. 建築物の用途、敷地及び壁面の位置などの制限を行うことにより、良好な環境の形成を図る。 2. 緑化率の最低限度を定めることにより、緑化推進を促し、良好な都市環境の形成を図る。

2. 地区整備計画

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路 幅員 9.5m 延長約 270m 歩道状空地 幅員 2.5m 延長約 270m 交通広場 面積 約 2,300 m ²
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 自動車教習所 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 倉庫業を営む倉庫 (6) 畜舎（動物病院、ペットショップ及びペットホテルに附属するものを除く。）</p>
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最低限度は、2メートルとする。
	建築物の緑化率の最低限度	10分の2

「地区計画、地区整備計画の区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

庄一丁目地区地区計画 計画図



凡 例

地区計画及び地区整備計画の区域

道路（地区施設）

歩道状空地（地区施設）

交通広場（地区施設）